

褒章

地域の安全安心・消防団の発展に寄与
大塚栄彦さんが藍綬褒章を受章



町消防団副団長
大塚 栄彦さん
(前谷東原・2区)

大塚栄彦さん(前谷東原・2区)が、藍綬褒章を受章しました。大塚さんは昭和62年に消防団に入団後、副分団長8年、分団長2年を歴任。平成21年からは副団長を務めています。今回は、この約

30年にわたって、消防団の発展や結束力の強化などの功績が評価されての受章です。

大塚さんは「消防団には3世代にわたり、お世話になっていきます。受章を聞いたときは、まさか自分が、と驚きました。大変光栄に思います。この受章は、先輩や仲間そして家族の支えがあったからこそ。皆さんには感謝の気持ちでいっぱいです。これからも、消防団の結束力を高め、町のため、そして町民のために頑張りたい」と話していました。

叙勲

長年にわたり、調停委員として活躍
松島たい子さんが瑞宝双光章を受章



元調停委員
松島 たい子さん
(店高原・28区)

松島たい子さん(店高原・28区)が、瑞宝双光章を受章しました。松島さんは昭和59年に40歳で調停委員に就任。以来、32年間にわたって家事・民事の調停事件に携わりました。

重債務など家庭生活に関わる数多くの事件を担当。円満解決に向けて支援を行ってきました。

松島さんは「調停が成立して双方から『ありがとうございました』と言われたときや、『離婚を取り下げます』と言われたとき、この仕事をしていて良かったと思います。今回の受章は身に余る光栄です。これは、何も分らない私を育て、支えてくださった先輩がたや地域の皆さんみんなで頂いたものと思っています。本当に感謝しています」と話していました。

協定

町と大泉警察署
認知症高齢者徘徊対策で協定

10月20日、町は大泉警察署と認知症高齢者などの徘徊対策に関する協定を締結しました。

協定では、徘徊もしくは徘徊の恐れがある認知症高齢者やその家族から事前に同意を得た情報を共有することを確認しました。これにより徘徊があった場合の迅速な対応が可能になりました。また、町では位置探知機器の貸し出しを引き続き受け付けています。介護する家族の負担軽減を目的とした取り組みで、本年度5月にスタートしまし

た。詳細は役場健康福祉課まで。

▼問合せ先 役場健康福祉課 ☎47-5024



協定を結んだ大泉警察署の清水署長(右)

募集

議会だよりをもっと身近に
議会だよりの表紙写真を募集

町議会では、議会だよりを年4回発行しています。これまで以上に身近な議会だよりになるよう、表紙の写真を募集します。

▼応募資格 町内在住・在勤の人

▼応募規定 ①町内で撮影された写真で、自作かつ未発表のもの(合成写真、組写真、画像処理したものは除く)

②サイズは、デジタルデータで画素数800万画素以上のももの

③人物が写っている場合は、その人物に掲載許可を得ていること

▼写真選考方法 町議会広報委員会

審査し、決定する

▼応募方法 写真データをCDまたはDVDに収め、写真の撮影者氏名、撮影日時、タイトルを添えて、町議会事務局に直接持参するか、メールで送信する ※メールの場合、データ容量は5MBまで。

▼その他 表紙の右端中央部には、5ミリメートル幅の綴じ穴を開けるため、人物などが掛からないように配慮してください

▼申込問合せ先 町議会事務局 ☎47-5000

生活

申請期限を延長します
臨時福祉給付金と障害遺族年金受給者向け給付金

町では、2つの給付金の申請受付を行っています。申請漏れを防ぐため、申請期限を延長します。申請がお済みでない人は、期限までに申請してください。

臨時福祉給付金

▼対象(次の全てに該当する人)

①基準日(平成28年1月1日)に町に住民登録をしている

②平成28年度の住民税が課税されていない

※ただし、住民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護受給者などは対象になりません。

▼支給金額 一人3千円

障害・遺族年金受給者向け給付金

▼対象(平成28年度臨時福祉給付金に該当し、次の全てに該当する人)

①平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している

②高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給していない

▼支給金額 一人3万円

【共通事項】

▼申請期限 平成29年1月31日(当日消印有効)

▼申請・問合先 役場健康福祉課 47-5045

助成

妊活中の夫婦を応援します
不育症治療にかかる経済的負担を軽減

町では、不育症治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部助成を実施しています。

▼対象(次の全てに該当する夫婦)

①法律上の婚姻関係にある

②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有する

③町税の滞納がない

④医療保険以外の治療法によって不育症治療をした

▼助成金額 自己負担金額の2分の1以内(上限30万円)

▼助成回数 年度あたり1回(通算して5回まで)

▼申請方法 1回の治療が終了した日の属する月の翌月から6か月以内に、必要書類などを添えて申請する

▼必要書類など 不育症治療費助成金交付申請書、印鑑

※助成を受ける人の状況により異なります。まずは保健センターにお問い合わせください。

▼申請・問合先 保健センター 88-5533

催事

趣向を凝らした内容がめじる押し
シンボルタワー 未来MIRAIイベント



シンボルタワーの夜間展望

シンボルタワーが贈る冬季限定のスペシャルイベントです。タワーからの夜景とイルミネーションをお楽しみください。

▼期日 平成29年1月29日(日)までのタワー開館日

▼時間 午後8時30分まで(最終入場8時)

▼入場料 100円

※就学前の子どもは無料。

※団体(30人以上)割引あり。

タワーオブクリスマス

▼期日 12月23日(金)

▼時間 午後6時30分～8時30分

▼入場料 100円

※就学前の子どもは無料。

※団体(30人以上)割引あり。

▼問合先 シンボルタワー 88-86

86、役場商工振興課 47-50226



「見て！見て！かわいい！」って、思わず撮影する写ガールたち



「わー、来た！来た！」って地平線から昇る初日の出を今年もここから

就学

平成28年度スタートの新しい制度です
入学準備金貸付制度

町では、進学への意欲はあるが経済的な理由により就学困難な人のために、入学準備金の貸し付けをします。

▼資格要件(次の全てに該当する人)

①町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している

②高等学校等または大学等への入学予定者の保護者

③生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

④連帯保証人を一人得られる

▼貸付額 高等学校等 20万円以内
大学等 50万円以内

▼貸付利率 無利子

▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に直接申請する

▼必要書類

①入学準備金貸付申請書

②申請者が属する世帯全員の住民票

※申請者と入学予定者が別世帯の場合、入学予定者世帯全員の住民票および申請者と入学予定者の関係を証明する書類が必要。

③入学予定者の出身学校または在学学校の校長が発行する成績証明書など

④生活保護受給者は、生活保護法に基づく保護を受けていることを証明する書類

⑤生活保護受給者以外の人は、平成28年度(平成27年分)の所得課税証明書

⑥連帯保証人の収入状況を証する書類と住民票

▼支給決定 審査をした上で、結果を申請者に通知する

※貸付額は予算の範囲内で決定。

※審査の結果、貸し付けが決定した人は、入学決定を証する書類を添えて、入学準備金借付書の提出が必要です。

▼受付期間 平成29年1月5日(土)～20日(土)日曜日、祝日を除く

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分

▼その他 貸付決定後、高等学校等または大学等に入学しなかった場合には、貸付決定を取り消します。また、すでに貸し付けした入学準備金は全額を返還していただきます。

▼申請・問合先 町教育委員会学校教育課 47-5041

「学びたい、あなたの気持ちを応援します」



お休み

利用される人はご確認を
年末年始の休館日と休業日

シンボルタワー “未来MIRAI”

【休館日】12月29日(休)～平成29年1月3日(火)
※1月1日(日)は午前6時から午前中のみ開館します。

▶問合先
シンボルタワー 88-8686
役場商工振興課 47-50226

福祉センター寿荘

【休館日】12月29日(休)～平成29年1月3日(火)

▶問合先
福祉センター寿荘 88-6588
町社会福祉協議会 88-2408

あいあいセンター

【休業日】12月31日(出)～平成29年1月6日(金)
※12月31日(出)は、麺類部(そば・うどん)の営業あり。
※12月30日(金)は直売部の臨時営業あり。

▶問合先
あいあいセンター 89-1456

※社会教育施設の休館日は20ページをご覧ください。

ごみ

「みみの出」方カレンダーのごみ回収のお知らせ

種別	収集日
燃えるごみ	【月曜日・木曜日に収集する地区】 年末最後▷12月29日(休) 新年最初▷1月5日(休) 【火曜日・金曜日に収集する地区】 年末最後▷12月30日(金) 新年最初▷1月6日(金)
資源ごみ 燃えないごみ	【年末最後の収集・地区の指定曜日】 ▷12月19日(月)～23日(金) 【新年最初の収集・地区の指定曜日】 ▷1月9日(月)～13日(金)

※収集時間が通常と変わることがあります。午前8時30分までに出してください。年末最後の収集後はごみをステーションに出さないでください。

▶「清掃センターへのごみ搬入」

▼年末の搬入
12月30日(金)まで
午前9時～11時30分、午後1時～4時
※12月30日は午後3時まで。

▼新年の搬入
平成29年1月4日(土)から
午前9時～11時30分、午後1時～4時

▼問合先 役場安全安心課 47-5018、大泉町外二町清掃センター 63-1266